



# 令和8年度 郡山市認可保育施設入所案内 (令和8年5月～令和9年3月用)



こちらの内容を確認のうえで手続きを進めてください。

## 1 申請期間

入所希望月の4か月前～前月5日（5日が土日祝日の場合は、その後の開庁日）

入所希望月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月
申請開始月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月
申請締切日	4/6 (月)	5/7 (木)	6/5 (金)	7/6 (月)	8/5 (水)	9/7 (月)	10/5 (月)	11/5 (木)	12/7 (月)	令和9年1/5 (火)	令和9年1/5 (火)

※3月入所の申請開始月、申請締切日については、2月入所と同日となりますのでご注意ください。

※令和9年4月入所の申請日程や申請方法等は、別途「広報こおりやま」や市ウェブサイト等でお知らせします。

## 2 対象児童

保護者が働いているなどの理由により保育を必要とし、郡山市内の認可保育施設への入所を希望する小学校入学前の市内在住児童（入所前の市内転入予定者や、原発特例法による避難者を含む）。

## 3 保育の必要性と利用期間について

対象児童が認可保育施設へ入所するためには、保護者の状況が次のいずれかに該当する必要があります。

就労 求職活動 妊娠・出産 保護者の疾病等 同居親族の介護・看護 就学 その他

保育施設を利用する期間は、保育を必要とする事由により異なります（下表参照）。

保育を必要とする事由	保育施設の利用期間
就労	雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで 働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は、入所から4か月目に実績報告のため再び就労証明書等の提出が必要となります。 ※「就労」での認定は『月52時間以上』就労していることが要件です
求職活動	3か月間 ※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産後2か月まで
保護者の疾病・障がい	病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
就学	卒業（修了）予定日の月末まで

**注意** 「就労」で育児休業取得者の場合、入所翌月15日頃までの職場復帰が入所の条件です。

「妊娠・出産」を理由で入所した場合でも、就労や求職活動、育児休業等の保育の必要性が認められる場合は、認定の更新が可能です。

次の①～②のいずれかの場合は「退所」になります。

- ①「求職中」を理由で入所したが、期間が満了する月の15日までに就労を証明できる書類を提出できない場合
- ②「長期欠席」や「家庭保育可能と認定された」等、保育を必要とする理由が無くなったと判断された場合

## 4 申請方法について（5月～翌年3月）

下記のいずれかの方法で申請してください。※①②ともに、受付は申請締切日の17時15分までです。

### ①マイナンバーカードでの電子申請（ぴったりサービス）

保護者のマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

マイナポータルはICカードリーダライタまたは対応スマートフォンのいずれかを用いてログインできます。ご希望の方は、内閣府マイナポータルサイトを参照してください。



### ②申請書類の持参

受付場所：第1希望の認可保育施設・保育課（西庁舎3階）

申請書の配布場所：各認可保育施設、保育課、市ウェブサイト（ダウンロード可）

【電子申請について】

保育施設で申請をする場合には事前に施設へ連絡をお願いします。

また、保育状況や家庭状況等を伺いますので、申請には原則保護者の方がお越しください。

## 5 必要書類について

### 教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼 保育施設等利用申請書【指定様式】（両面印刷）

・申請児童1人につき1枚 記入例を必ず確認してください。

### 入所申請に関する確認票

・内容を確認しチェックボックスにしををつけ（□→□）、記入年月日と記入者の署名をお願いします。

### 保育を必要とすることを証明するために必要な書類 … 【保育の必要性一覧表】参照

・入所希望児童と同居している父／母／65歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。

・祖父母の同居判定の詳細については、右のQRコードよりご確認ください。

・同居扱いとなる祖父母が、令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に65歳になる場合（昭和36年4月～昭和37年3月生まれの方）は、祖父母の書類の提出は不要です。

・各種証明書や診断書等は、証明年月日が入所希望月より4か月以内のものを受け付けます。



### 保育料の決定などに必要な書類（以下の対象に当てはまる方のみ）

【同居・別居の確認方法】

・ひとり親（父子・母子）世帯の方

未婚の場合：児童が記載された戸籍謄本一式

離婚の場合：離婚日・児童が記載された戸籍謄本一式

・5月～8月入所希望で、令和7年1月1日に海外に居住していた父母⇒令和6年中の収入が分かる書類

・9月～3月入所希望で、令和8年1月1日に海外に居住していた父母⇒令和7年中の収入が分かる書類

### 【保育の必要性一覧表】

保育の必要性	必要な書類	備考
就労	会社勤務	就労証明書【指定様式】（勤務先に記入を依頼） No.19「保護者記入欄」は保護者自身で記入が必要
	産休・育休中	就労証明書【指定様式】（勤務先に記入を依頼） ※産休・育休の期間が記載されたもの ※就労実績は、育休・産休取得前の就労時間が記載されたもの No.19「保護者記入欄」は保護者自身で記入が必要
	自営業等 個人事業主 (農業を含む)	① 就労証明書【指定様式】 + ②「確定申告書」の写し（第1表・第2表） ※開業したばかりで確定申告がまだの場合は「開業届」か「営業許可証」写し No.19「保護者記入欄」は保護者自身で記入が必要 法人化している場合、②の提出は不要
求職活動	就労予定申立書【指定様式】	勤務内定後に就労証明書などの提出が必要
妊娠・出産	出産（予定）児童の母子健康手帳の写し	表紙と出産（予定）日が確認できる部分の写しが必要
保護者の疾病・障がい	「保護者が児童を自宅保育できること」が明記された診断書、又は障害者手帳等の写し	診断書は任意様式
同居親族の看護・介護	看護・介護を受ける人の診断書、又は障害者手帳等の写し	別居家族の介護・看護は対象外
就学（職業訓練含む）	在学証明書+カリキュラム 又は 学生証+カリキュラム（職業訓練の場合は受講決定通知書+カリキュラム）	在学を証明するものと在学期間が分かるものが必要

**注意**

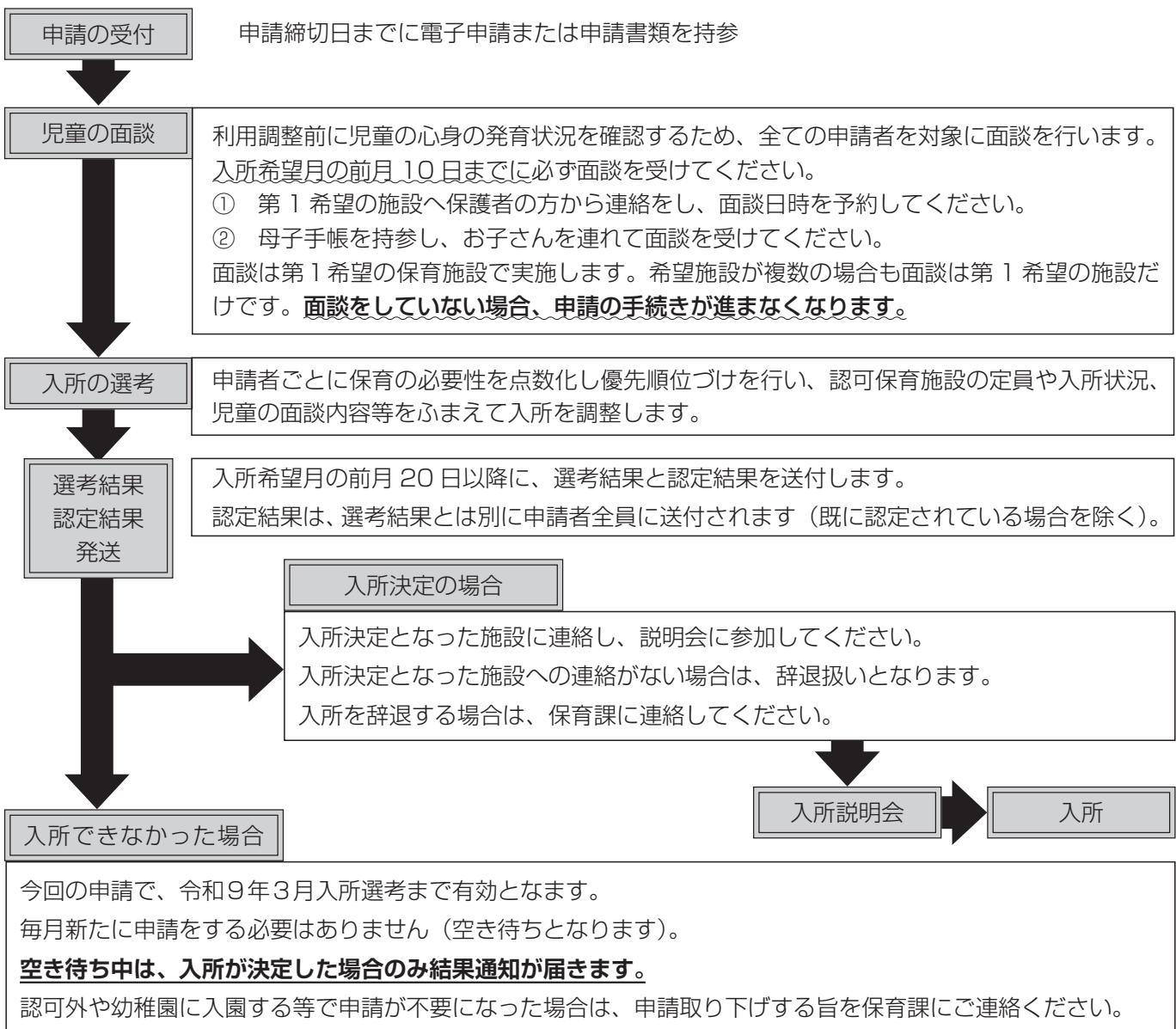
- 各申請書は、ボールペンで記入し、消せる筆記具や修正テープは使わないでください。
- 書き間違いは二重線（——）を引くだけにしてください。訂正印は不要です。
- 提出された書類を基に保育の必要性を調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。

## 6 入所申請後の流れについて（5月～翌年3月）

保育施設への入所は、「児童福祉法第24条第3項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第6条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

**注意**

- 入所の決定は、申請受付順ではありません。
- 利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により、入所できない場合があります。
- 申請内容に虚偽があった場合、入所が取消となります（入所決定後に虚偽が判明した場合も取消となります）。



## 7 申請内容の変更について

申請書に記載した内容等に変更があった場合は、選考結果に影響するため、必ず保育課へ連絡してください。変更内容によっては、追加で書類の提出が必要になります。

- 例) 希望保育施設を変更したい 勤務先・雇用期間・就労時間等の変更  
市外転出等、申請の理由（意思）が無くなった時（申請の取り下げ）  
児童の保育状況が変わったとき（認可外保育施設の利用開始等）  
世帯状況が変わったとき（婚姻、離婚、祖父母と同居・別居等）

**注意**

- 申請締切日以降の転所希望の取り下げは選考に反映できません。

## 8 保育施設の利用時間について

利用時間は保護者の就労等の状況に応じ、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

利用時間区分		保育施設の利用時間
保育標準時間	保護者のいずれも月間就労時間が120時間以上など	11時間／日までの利用
保育短時間	保護者のいずれも、又は、いずれかの月間就労時間が120時間未満。求職活動中など	8時間／日までの利用

※各施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。

※パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制などの場合は、保育標準時間を利用できます。

(月間就労時間が120時間未満であっても、一般的な保育短時間の利用時間区分(8:30~16:30)の範囲内での送迎が難しいと判断される等の場合は、保育標準時間での認定も可能となります。)

※施設利用時間区分(保育標準時間・保育短時間)は世帯状況等を基に郡山市が決定します。

(保護者の希望する施設利用時間区分にならない場合があります。)

## 9 保育料等について

- 保育料は、児童の年齢と父母(同居祖父母等も含む場合があります)の住民税所得割額により決定します。
- 令和8年4月1日時点で3歳以上の児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償になります。  
ただし、給食費や延長保育料等は別途実費負担となります。
- 認定こども園では、教育内容の充実等のため、保育料とは別に上乗せ徴収を実施する場合があります。
- 施設により教材費、制服代、アルバイト代や保護者会費等、保育料以外の費用が発生する場合があります。
- 詳しくは各施設へお問い合わせください。
- 保育料を確認したい場合は、右QRコードを参照してください。



【保育料の算定方法について】

## 10 給食について

年齢(4月1日現在)	給食の種類	給食費
0歳	離乳食	保育料に含まれます
1歳・2歳	給食	保育料に含まれます
3歳・4歳・5歳	給食	保育料とは別に負担していただきます

注意 入所対象年齢が満1歳からの保育施設では、育児用ミルクは提供できません。

## 11 認可保育施設の情報等について

- 公立保育所のうち、桃見台保育所・針生保育所・鶴見坦保育所・御代田保育所は、令和11年度末(令和12年3月末)に廃止の予定です。



※児童の年齢によっては上記の保育所に入所した場合、5歳児クラス満了(小学校入学直前の3月末)を迎える前に保育所が廃止となる場合があります。

詳しくは、右のQRコードよりご確認ください。

- 見学を希望される場合は直接施設へご相談ください。
- クラス編成は各施設で決定します。
- 各施設の詳細は市ウェブサイト又は「郡山市内認可保育施設一覧」をご確認ください。  
なお、新たに認可保育施設の増減等がある場合は、市ウェブサイトに情報を掲載します。
- 入所対象年齢が「満1歳から」の施設は、4月1日の前日において1歳となっている児童のみ(令和7年4月1日までに生まれた児童)が希望できます。令和7年4月2日以降に生まれた児童は、令和8年度途中で満1歳となっても「満1歳から」の施設には入所できません。

【公立保育所廃止について】